

桃尾・松尾・難波法律事務所

URL <https://www.mmn-law.gr.jp>

E-mail mmn@mmn-law.gr.jp

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-1 麹町ダイヤモンドビル TEL 03-3288-2080(代表) FAX 03-3288-2081



“真に依頼者から信頼される法律事務所であること”という理念

ネーミングパートナーである桃尾重明弁護士、松尾眞弁護士、難波修一弁護士を中心として1989年に発足した桃尾・松尾・難波法律事務所。同事務所は“真に依頼者から信頼される法律事務所であること”という理念の下に、渉外、企業法務をはじめ、労働問題や独占禁止法、知的財産権などの幅広い分野において、高品質なリーガルサービスを提供している。

また同事務所は、企業法務の分野において質の高いリーガルサービスを提供する全世界150超の都市の80超のローファーム、約7000名の弁護士が参加する国際的なネットワーク「INTERLAW」の日本で唯一のメンバーファームでもある。同事務所は各弁護士の高い能力に加え、INTERLAWのネットワークを活用することで、国や地域、ビジネスの業種や業態、関係する法分野を問わない、まさに“垣根のない”サポートで数多の企業を支援している。

インターネット時代におけるブランド保護

「日本では90年代前半に並行輸入が促進され、偽ブランド品が並行輸入と称して大量に海外から入ってくるようになりました。そこで当事務所の松尾眞弁護士がブランドプロテクションのスキームを確立し、その後、私が引き継ぐ形で多くの海外ブランドの侵害対策を行っています」(兼松由理子弁護士)。

同事務所は伝統的にブランドプロテクションを得意とし、長年、海外の名だたる著名ブランドを支援している。兼松弁護士によれば、インターネットの普及により、ブランドプロテクションは大きく様変わりしたという。

「インターネットが普及していない時代は、模倣品を販売する実店舗を調査して警告書を送るという手法が一般的でした。ところが、インターネットが普及した2000年代半ばからは、各プロバイダによる模倣品の出品削除や税関での輸入差止め、警察のサイバーパトロールなどを、我々の働きかけのもといかに積極的に実施していただくかという方向にシフトしています」(兼松弁護士)。

兼松 由理子 弁護士
Yuriko Kanematsu

83年早稲田大学法学部卒業。86年早稲田大学大学院法学研究科前期課程修了。88年弁護士登録(第一東京弁護士会)。尾崎・桃尾法律事務所入所。89年桃尾・松尾・難波法律事務所入所。94年オタワ大学大学院修士課程修了(マスターオブロー)。97年桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー就任。



インターネット通販の隆盛はめざましいが、同時にブランドを偽る商品の売買も横行しており、兼松弁護士も長くその問題に取り組んできた。「最近、大手プロバイダがマーケットプレイス内の自主的なパトロールを行うなど、模倣品排除に向けた意識は全体的に高まってきています。疑わしい商品を発見した際は、大手プロバイダの知的財産保護プログラムを通じてウェブサイト上で通報や削除申請ができるようになってきましたし、世界各国の有名ブランドが会員となっているフランスの業界団体「ユニオン・デ・ファブリカン」の日本法人はプロバイダ責任制限法3条の運用ガイドラインに基づく商標権・著作権信頼性確認団体となっていますので、会員であれば同団体を通じて模倣品の削除等をプロバイダに要請することが可能です。また、インターネットオークションで模倣品を販売している出品者を特定したい場合などは、プロバイダ責任制限法に基づきプロバイダに発信者情報開示を請求するといった法的な手段もあり、現在は請求に必要な要件やガイドラインが整備されています」(兼松弁護士)。

プロバイダ責任制限法上の発信者情報開示請求は、本来、名誉毀損など人の権利が侵害された場合に用いられる手続だが、兼松弁護士はその解釈を広げ、国内では最も早い段階で、商標権侵害に基づく発信者情報の開示を受けることに成功している。

とはいえ、非協力的な海外プロバイダなどは依然として存在し、排除した出品者がアカウントを変えて再び出現するなど、プロバイダ頼みの対策では限界がある。そこで有効なのが水際での差止めだと、兼松弁護士は指摘する。「そのためには税関との協力関係が不可欠ですが、当事務所は多くの海外ブランドを代理している

内藤 順也 弁護士
Junya Naito

89年東京大学法学部卒業。91年弁護士登録(第一東京弁護士会)。桃尾・松尾・難波法律事務所入所。95年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)(ストーン賞)。95～97年Weil, Gotshal & Manges法律事務所(ニューヨーク)。96年ニューヨーク州弁護士登録。99年桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー就任。



こともあり、毎日のようにコンタクトをとるなど、税関と密接な関係を築いています」。

日本各地の税関では、多くの模倣品が毎日大量に差し止められている。そうした水際での対策において、いま関係者の大きな懸念事項となっているのが個人輸入の問題だ。「EMS(国際スピード郵便)などで中国などの業者から送られる大量の模倣品を税関が差し止め、その後、輸入者(購入者)が意見書を提出し、我々が反論するといった応酬が繰り返されますが、日本の商標法では個人が自分で使用するために購入したものは原則として商標権の侵害になりません。多くの場合は模倣品でも通関させざるを得ず、税関職員や権利者の労力が無駄になってしまうのです。模倣品の持ち込みはハンドキャリーしたものしか認められない米国などの規制を参考に、日本でも別送品を禁止するなど、将来的な法制度改革が必要だと考えています」(兼松弁護士)。

クライアントの貴重な財産であるブランドの価値を守るために、これからも兼松弁護士の取り組みは続く。

国際仲裁分野での豊富な実績で紛争解決を一貫してサポート

同事務所ではすべての弁護士が海外留学経験を持ち、グローバルなM&Aや紛争など、世界標準の実務を最前線で経験し、現在の実務に活かしているが、特筆すべきは国内事務所として屈指の実績を有する国際仲裁の分野だ。一審制による迅速な判断、審理が非公開であること、約160か国が加盟するニューヨーク条約により仲裁判断が国際的な強制力を持つことなど、裁判での紛争解決に比べて多くのメリットがある国際仲裁

鈴木 毅 弁護士 Tsuyoshi Suzuki

02年一橋大学法学部卒業。03年弁護士登録(第一東京弁護士会)、桃尾・松尾・難波法律事務所入所。08年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)。08~09年Quinn Emanuel Urquhart & Sullivan, LLP(ロサンゼルス)。09年ニューヨーク州弁護士登録。12年桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー就任。



は近年、海外企業との紛争解決手段として日本でも大きな注目を集めている。

「法の整備・運用が十分でないなど、裁判などで公正な判断が期待できない国でビジネスを行う企業にとって、当事者が選任した仲裁人が公正に事件を判断する仲裁は有効な紛争解決の手段といえます」。国際仲裁の経験が豊富な内藤順也弁護士はこう指摘する。国際仲裁では、当事者間の合意によって仲裁機関(仲裁規則)、仲裁地などが決定される。日本にもJCAA(日本商事仲裁協会)などの仲裁機関はあるものの、日本企業が当事者となる国際仲裁事件の相当数についてSIAC(シンガポール国際仲裁センター)などの海外の仲裁機関・仲裁地が選択されているのが現状だ。

「仲裁制度は欧州に端を発し、アジアでは約20年前からシンガポールが国際的な仲裁地として注目を集め、現在では香港やマレーシア、韓国なども仲裁支援に力を入れています。日本ではいまだこそ国際水準の仲裁法がありますが、国際仲裁自体、紛争解決の手段としてあまり知られていません。こうした遅れを挽回しようと、いま、政府レベルで日本での国際仲裁の活性化に向けて、さまざまな提言や施設の整備を行っているところだ(内藤弁護士)。こうした取り組みの一環として、2018年には大阪・中之島に国際仲裁を専用にあつ国内初の施設となる日本国際紛争解決センターが開設した。

日本企業がホームである日本で仲裁を行うことには、担当者や代理人弁護士の移動に要する時間やコストなどの面を考えても大きなメリットがある。しかし、日本で行われる国際仲裁事件の数は、JCAAで毎年20件程度であり、他の仲裁機関による仲裁事件を含めても、僅少である。そのため、国際仲裁実務に精通した日本人弁

森 慎一郎 弁護士 Shinichiro Mori

06年東京大学法学部卒業。08年東京大学法科大学院卒業。09年弁護士登録(第一東京弁護士会)、桃尾・松尾・難波法律事務所入所。15年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。15~16年Wilmer Cutler Pickering Hale and Dorr LLP(ロンドン)。16年ニューヨーク州弁護士登録。19年1月桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー就任。



護士の数も多いとはいえ、日本での国際仲裁の活発化に向けては、そうした人材不足も課題の一つとされている。同事務所は内藤弁護士や鈴木毅弁護士、森慎一郎弁護士といったスペシャリストだけでなく、多くの弁護士が国際仲裁事件に関与した経験を持つ。

「仲裁手続は原則として非公開で、当事者には厳格な守秘義務が課せられます。そのため国際仲裁のノウハウは世には出回りませんが、実務を担う我々には多くの知識や経験が蓄積されています。それに加え、保全や執行を含めた裁判実務に精通していることも我々の大きな強みです。裁判と仲裁の双方に知見を有するからこそ、紛争の最初から最後まで一貫してお任せいただけることはもちろん、クライアントの紛争解決にとって有効なアドバイスができるのです(鈴木弁護士)。鈴木弁護士は、グローバルかつ大規模な紛争を数多く扱う米国の大手事務所での執務経験を持ち、国際仲裁のみならず、企業不祥事や株主総会に絡む裁判や、特殊な商事紛争など、幅広い分野での紛争解決の実績を持つ。

「当事務所では従来から多くの国際仲裁事件を手がけてきました。私自身も、入所してから現在までの約10年、国際仲裁事件に関与していなかった時期はありません。当事務所の弁護士は、ICC、JCAAやSIACに限らず世界各地の仲裁機関における手続も経験していますし、仲裁当事者である企業の代理人としてだけでなく、仲裁人としても数多く関与しています(森弁護士)。森弁護士は、ロンドンの著名法律事務所の仲裁部門に出向した経験を活かし、国際仲裁事件や、外国企業との訴訟・紛争案件を数多く受任している。

「今後、日本でも紛争解決手段としての国際仲裁の

森口 倫 弁護士 Rin Moriguchi

02年早稲田大学法学部卒業。04年弁護士登録(第一東京弁護士会)、桃尾・松尾・難波法律事務所入所。09~10年金融庁総務企画局市場課専門官。14年ロンドン大学キングス・カレッジ卒業(LL.M.)。16年桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー就任。



有効性が広く認識されれば、日本企業の国際仲裁件数も大きく伸びていくと思います。とはいえ、国際仲裁は多くの企業が頻繁に経験するものではありません。例えば海外企業とのM&Aなどの契約では、株式の取り扱いなどトランザクションの中心部分ばかりがフォーカスされ、仮に仲裁条項に欠陥があってもそのまま見過ごされてしまうといったこともあります。仲裁条項のドラフティングは、やはり仲裁実務に長けた弁護士によるチェックが重要です。そうした意味でも、国際仲裁の経験はさまざまな面で活かすことができている(森弁護士)。

金融庁での経験を企業法務に活かす

同事務所には、官庁への出向で研鑽を積んだ者も少なくない。森口倫弁護士もその一人だ。森口弁護士は、2009年4月から2010年9月までの金融庁での経験を以下のように振り返る。

「私が出向した金融庁市場課は金融商品取引法の法解釈や改正作業を担当している部署で、任期中にはインサイダー取引規制の法解釈、デリバティブ関連の法改正などに関わりました。金融庁での経験は、自身の専門性の向上に加え、大きな組織でどのように意思決定が行われるのか、あるいは自らの分析や意見をトップに伝える際にはどのようなことがポイントになるのかなど、現在の業務で想像力を働かせる訓練にもなりました。

あらゆる問題が絡む企業法務では、特定の専門分野を常にウォッチしている複数の専門家が力を合わせて顧客をサポートする必要がありますが、スペシャリストだけを集めればよいというわけではなく、ビジネスの全体を見渡した上で依頼者の意思決定過程に配慮したア

ドバイができる存在が重要だと痛感しています(森口弁護士)。

インサイダー取引規制や自社株買い関連、適時開示に関する相談から、TOB対応や大量保有報告書の作成、金融商品に関する紛争やベンチャーの相談まで、森口弁護士が対応する案件は多岐にわたる。

「金融規制はパブリックコメントや監督指針など、情報のソースが膨大で、フィンテック分野が典型ですが業際も分かりにくくなってきています。最近では、ITを活用して取引を仲介するサービスなどで、新たなビジネスモデルが規制対象に該当するのか、規制動向を見極めた検討が必要になるでしょうし、既存の枠組みが妥当しない分野での“見切り”には依頼者との信頼関係も重要だと思っています。当事務所でもそうしたご相談には数多く対応していますし、個人的にはベンチャーの相談にもこのようなものは多いです。経営者のすぐ近くで企業の成長に貢献できることは、ベンチャー法務の大きな醍醐味ですね(森口弁護士)。

企業法務においてそれぞれの専門領域で経験と実績を積み上げた弁護士たちが、案件に応じて各自の強みを持ち寄り、連携する。その姿勢は、“全員がジェネラリストでありスペシャリスト”をモットーとする同事務所ならではの持ち味だ。こうした姿勢は、若手の育成にも反映されている。

「当事務所では、若手弁護士は案件ごとに違うパートナーと組み、多様な現場を経験します。こうしてリーガルプロフェッショナルとしてのスキルを磨いていくのです(難波弁護士)。先輩弁護士の仕事を間近で学び、数多の実務を通じて基盤となる幅広い分野の知識・経験を身につけ、進むべき専門分野を自ら開拓する。それが、事務所の成長にもつながる。

桃尾・松尾・難波法律事務所は、これからも“真に依頼者から信頼される法律事務所”として、成長を続けていく。

D A T A

- 所属弁護士等
パートナー21名、オファウンセル2名、アソシエイト22名、アドバイザー1名、フォーリン・アトニー2名(2019年12月現在)
- 沿革
1989年4月に、現在のネーミングパートナーである3名の弁護士を中心に発足